



福岡医発第 2977 号(地)
令和 7 年 2 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

令和 7 年度における介護職員等処遇改善加算については、令和 6 年 12 月 23 日の第 243 回介護給付費分科会における議論を踏まえ、要件の弾力化が検討されております。

見直し後の様式等については 2 月上旬を目処に厚生労働省より示される予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定であることが、今般、厚生労働省より示された旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、令和 7 年 6 月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1346

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について
(令和 7 年 1 月 21 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

以上

日医発第 1790 号（介護）

令和 7 年 1 月 28 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

介護職員等処遇改善加算につきましては、令和 6 年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて、令和 6 年度介護報酬改定に関する告示・通知・Q&A 等を逐次お知らせ申し上げているところです。

令和 7 年度における介護職員等処遇改善加算については、令和 6 年 12 月 23 日の第 243 回介護給付費分科会における議論を踏まえ、要件の弾力化が検討されております。

見直し後の様式等については 2 月上旬を目処に厚生労働省より示される予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定であることが、今般、厚生労働省より示されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和 7 年 6 月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○介護保険最新情報 vol. 1346

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について
（令和 7 年 1 月 21 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村 介護保険担当課（室） 御 中
各介護保険関係団体

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について
計1枚（本紙を除く）

Vol.1 346

令和7年1月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3948、3949）

事 務 連 絡
令和7年1月21日

各 都道府県
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度における介護職員等処遇改善加算については、令和6年12月23日の第243回介護給付費分科会における議論を踏まえ、要件の弾力化を検討しています。

見直し後の様式等については2月上旬を目処にお知らせする予定ですが、要件弾力化の周知期間等を考慮し、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところ、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、介護職員等処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年6月以降の介護職員等処遇改善加算の申請については、通常どおり介護職員等処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うこととする予定です。